

事後審査型条件付き一般競争入札共通事項（電子入札用）

1 入札に参加できる者に必要な資格要件

壬生町入札参加資格者名簿に登録され、かつ、原則として壬生町電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）に利用者登録をしている者で、次の各号の要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項の規定に基づく壬生町の入札参加制限を受けていないこと。
- (3) 壬生町建設工事等請負業者指名停止等措置要領に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 会社更生法に基づき更正手続開始の申立がなされている者又は民事再生法の再生手続開始の申立がなされている者（ただし、会社更生法に基づく更生計画又は民事再生法に基づく再生計画について、裁判所の認可決定を受けた者を除く。）でないこと。
- (5) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、公共工事からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

2 競争入札参加手続等

(1) 事後審査型条件付き一般競争入札に参加を希望する者は、あらかじめ、次により参加を申請することとし、入札参加資格を確認するための書類は、落札者とするための審査の必要がある者から開札後に提出を求めるものとする。

① 入札参加申請書類

・事後審査型条件付き一般競争入札参加申請書（以下「入札参加申請書」という。）
様式は、入札情報公開システムからのダウンロードを原則とする。

<https://www.epi-cloud.fwd.ne.jp/koukai/do/KF001ShowAction?name1=0660060007200700>

② 入札参加申請書の提出

電子入札システムにより添付して提出すること。持参、郵送、ファックスによる提出は受け付けない。ただし、当該入札案件について、紙入札での参加が認められた場合は、この限りではない。

3 設計図書

(1) 閲覧

原則、設計図書（設計書、図面及び仕様書）は、入札情報公開システムより閲覧又はダウンロードとし、貸出しは行わない。

(2) 質問及び回答

- ・入札公告に定められた期間内に、発注担当課に対して質問書をFAXにより提出すること。
- ・質問書の様式は、壬生町ウェブサイト内、電子入札のページからダウンロードすること。
- ・回答は、入札公告に定められた期間内に、発注担当課から書面により行う。

4 現場説明会

原則として行わない。

5 入札方法

(1) 入札は、壬生町電子入札実施要領に基づく電子入札によるものとし、持参又は郵便によるものは認めない。ただし、当該入札案件について、紙入札での参加が認められた場合は、この限りではない。

(2) 入札書は、電子入札システムにより、積算内訳書を添付し、提出すること。

(3) 指定された提出期限までに、入札書等を提出すること。

(4) 提出された入札書等の差替え又は撤回をすることはできない。

(5) 入札回数は1回とする。

- (6) 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令、壬生町財務規則、壬生町建設工事等執行規則、壬生町入札参加者心得(電子入札用)を遵守するとともに、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等に抵触する行為をしないこと。
- (7) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (8) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とし審査の結果、入札参加資格要件を満たしている場合には、当該落札候補者を落札者とする。満たしていない場合には、次順位者から順次審査を行い適格者が確認できるまで行うものとする。ただし、低入札調査基準価格を下回る入札があった場合において、落札候補者となるべき者の入札価格によっては、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札候補者とすることがある。

6 積算内訳書

- (1) 入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した積算内訳書を提出すること。
- (2) 積算内訳書は、入札書を提出する際に添付して提出すること。
- (3) 提出の際のファイル名は、案件名及び入札者名が判別できるよう付けるものとする。
例： ○○○○○工事 株式会社壬生建設

7 入札保証金：免除

8 契約保証金

入札公告に記載する。

契約保証金は、有価証券の提供又は金融機関もしくは前払金保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。

また、公共工事履行保証証券による保証又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

9 入札参加資格の確認等

(1) 入札参加資格確認手続

開札後に、落札者とするための入札参加資格の確認を行うので、落札候補者は次により、入札参加資格確認の審査を受けなければならない。

① 確認申請書類

ア 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書

イ 事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表及び指定する添付資料

② 確認申請書類の配付等

入札情報公開システムからのダウンロードを原則とする。

(2) 入札参加資格確認書類の提出期限、提出場所及び提出方法

① 提出期限

事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件確認申請書及び事後審査型条件付き一般競争入札参加資格要件総括表(以下「確認申請書等」という。)の提出を求められた日から起算して2日以内(「壬生町の休日定める条例」に規定する休日を除く。)とする。

② 提出場所：壬生町総務部総務課管財係

③ 提出方法：持参とし、郵送又は電送によるものは受付しない。

- (3) 入札参加資格の確認に基づく落札の可否については、確認申請書等が提出された日から起算して2日以内（「壬生町の休日を守る条例」に規定する休日を除く。）に電子入札システムにより通知する。
- (4) 落札候補者は、入札参加資格を有すると認められなかった場合は、前項の通知を受けた日から起算して2日以内（「壬生町の休日を守る条例」に規定する休日を除く。）に、その理由について書面で問い合わせることができる。
- (5) 落札候補者が提出期限内に（1）に定める確認申請書等を提出しないときは、当該落札候補者のした入札は効力を失う。

10 同価入札

最低価格者が2者以上になった場合には、電子入札システムによる電子くじにより入札参加資格の審査順位を決定するものとする。審査順位が第1位の者の入札参加資格審査を実施し、参加資格を満たしている場合は落札者に決定する。満たしていない場合は、次順位者から順次審査を行い落札者が決定するまで繰り返し行うものとする。

11 契約書の作成 要する。

12 契約条項及び入札関連例規類を示す場所

契約条項及び入札関連例規類は、壬生町総務部総務課管財係又は壬生町公式ウェブサイトにおいて閲覧できる。

なお、契約書等の書式については壬生町公式ウェブサイト【入札・契約書】のダウンロードにて掲示

13 議会の議決に付すべき契約

予定価格が1件5千万円以上の工事請負契約については、地方自治法第96条第1項第5号の規定による議会の議決を得た日から本契約とする。（水道課・下水道課発注工事は除く）

14 建設工事における中間前金払と部分払の選択 受注者がいずれかを選択できるものとする。

15 中間前金払の請求

- (1) 請負代金額の10分の4以内の前金払に加え、工事の中間段階にさらに請負代金の10分の2以内を前金払として支払う中間前金払に係る認定の請求は、当該契約に係る工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過し、かつ、工程表により工期の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の工事実施期間の2分の1）を経過するまでに実施するべきものとされている当該工事に係る作業が行われ、既に行われた当該工事に係る作業に要する経費が請負代金額の2分の1（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、当該会計年度の出来高予定額の2分の1）以上の額に相当するものである場合に行うものとする。
- (2) 前金払と中間前金払を合わせた額は、請負代金の6割を超えることはできない。
- (3) 部分払を選択した場合には、中間前金払を請求することはできない。

16 部分払の請求

中間前金払を選択した場合には、部分払（債務負担行為及び継続費に係る契約にあつては、原則として各会計年度末における部分払を除く。）を請求することはできない。

17 入札の無効

(1) 次のいずれかに該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 入札参加資格のない者が入札したとき。
- ② 入札保証金を納めるべき者が当該入札保証金を納めなかったとき又は入札保証金に代えることができる担保の提供がなかったとき。
- ③ 入札書に押印に相当する電磁的記録（紙入札により参加した場合は、記名押印）がないとき。
- ④ 入札者が2以上の入札をしたとき。
- ⑤ 入札書の記録事項（紙入札により参加した場合は、記載事項）が不明瞭で判読できないとき。
- ⑥ 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。
- ⑦ 入札に際して虚偽又は不正の行為があったとき。
- ⑧ ICカードの不正使用等をした者が入札を行ったとき。
- ⑨ 同一入札者が電子入札と紙入札の両方を行ったとき。
- ⑩ 入札書等に不正な手段により改ざんされた事項が認められたとき又は紙入札により参加した場合は、金額を訂正した入札書を提出したとき。
- ⑪ 積算内訳書の提出が義務付けられている入札について積算内訳書が提出されていないとき。
- ⑫ 積算内訳書の合計金額と入札書の入札金額が相違するとき。
- ⑬ 入札書及び積算内訳書が期限までに提出されていないとき。
- ⑭ 紙入札の承諾を得た場合に指定以外の方法で入札書等を提出したとき。
- ⑮ 紙入札の承諾を得た場合に壬生町建設工事等執行規則第5条の規定に違反したとき。
- ⑯ 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反して入札を行ったとき。

(2) 入札参加申請書を提出した者であっても、開札日の時点において入札に参加できる者に必要な資格を満たしていない入札者が行った入札は無効とする。

18 配置技術者（専任の場合）

- (1) 配置技術者は、1件の請負金額が4,000万円以上の工事（建築一式工事については8,000万円以上）又は入札参加条件で専任を義務付けた工事については、現場に専任でなければならない。
- (2) 下請代金が総額4,000万円（建築一式工事については8,000万円）以上の工事又は入札参加条件で配置を義務付けた工事については、主任技術者に代えて監理技術者を配置しなければならない。
- (3) 監理技術者は、建設業法第27条の18に規定する「監理技術者資格者証」の交付を受け、登録講習実施機関の発行した「監理技術者講習修了証」を所持し、建設業法第26条第5項に規定する講習を修了したものを選任すること。
- (4) 本工事に配置できる主任技術者、監理技術者又は特例監理技術者及び監理技術者補佐（以下「技術者」という。）は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって、他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
なお、この場合における恒常的な雇用関係とは、入札の申し込みがあった日以前に3か月以上の雇用があることをいう。
- (5) 入札参加申請書（入札参加資格要件確認申請書）に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

19 配置技術者（専任を要しない場合）

- (1) 1件の請負金額が4,000万円未満の工事（建築一式工事については、8,000万円未満）では、技術者の専任配置は必要としないが、本工事に配置できる技術者は、他工事に専任となっていない者を配置すること。
- (2) 配置する技術者は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者でなければならない。したがって他の会社からの在籍出向者や派遣社員を技術者として現場に配置することは原則として認めない。
- (3) 入札参加申請書（入札参加資格要件確認申請書）に記載した配置予定技術者は、病休、退職等の特別な理由がある場合を除き、変更することはできない。

20 現場代理人

現場代理人とは、請負契約の適正な履行を確保するため、工事現場の取締りのほか、工事の施工及び契約事務に関する一切の事項を処理するものとして工事現場に置かれる受注者の代理人であり、原則として工事現場に常駐しなければならない。

ただし、「現場代理人の常駐義務の緩和」の要件に該当する場合はこの限りではない。

21 低入札価格調査制度に該当した場合（失格基準価格の設定）

- (1) 最低価格が低入札調査基準価格を下回った場合、落札を保留し、次の審査を行う。
入札時に提出された工事費内訳書の内容が、次のいずれかに適合しない場合は、当該入札を失格とする。
 - ア 直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）の額が、予定価格算定の基礎となった直接工事費（建築工事及び設備工事にあつては10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て））に10分の7.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - イ 共通仮設費の額が、予定価格算定の基礎となった共通仮設費に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - ウ 現場管理費の額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）が、予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額（建築工事及び設備工事はこれに直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額）に10分の7を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - エ 一般管理費等の額が、予定価格算定の基礎となった一般管理費等の額に10分の5.5を乗じて得た額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - オ 土木工事については入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の(ア)から(イ)までの合計額から(オ)を減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (ア) 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9.7を乗じて得た額
 - (イ) 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (ウ) 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に10分の9を乗じて得た額
 - (イ) 予定価格算定の基礎となった一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額
 - (オ) 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
 - カ 土木以外の工事については入札価格が、次に掲げる額（円未満切り捨て）の(ア)から(イ)までの合計額から(カ)を減じた額から1万円未満の端数を切り捨てた額以上であること。
 - (ア) 予定価格算定の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額（円未満切り捨て）に10分の9.7を乗じて得た額
 - (イ) 予定価格算定の基礎となった共通仮設費の額に10分の9を乗じて得た額
 - (ウ) 予定価格算定の基礎となった現場管理費相当額に直接工事費に10分の1を乗じて得た額（円未満切り捨て）を加えた額に10分の9を乗じて得た額
 - (イ) 予定価格算定の基礎となった一般管理費相当額に10分の6.8を乗じて得た額
 - (オ) 予定価格算定の基礎となった工事価格に10分の0.3を乗じて得た額
- (2) 低入札価格調査を受けた者と契約を締結した場合には、検査・監督を強化する。

2.2 その他

- (1) 入札に関し、入札執行前に談合情報が寄せられた場合、落札を保留し、当該入札参加者を対象に事情聴取を行う。
調査の結果、談合の事実が確認されれば、当該入札を無効とする。また、談合の事実が確認されなくても、当該入札を無効とすることがある。
- (2) 種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は申請書、資料の差し替えは認められない。
- (3) 入札の参加にあたっては、「壬生町入札参加者心得（電子入札用）」を熟読のこと。